

USPTO、商標使用証拠に関する調査結果を公表

2014年8月6日
JETRO NY 今村・丸岡

USPTOは、2012年から行ってきた商標の使用証拠に関する試験調査の結果をホームページに公表¹した。

当件は、商標登録の正確性を保つために、2012年6月21日から2014年6月30日までの期間で行われ、商標登録後にランダムに抽出された500件に対し、権利者に一つの類に対し2つの商品の使用証拠の提出を求めていた(通常は1点でよい)。

調査の結果、抽出された500件の商標のうち、約半数は元々出願人が要求していた商標登録に対する使用の条件を満たしていない事が判明し、USPTOはジョージワシントン大学ロースクールと共に商標登録の正確性向上について研究を行った結果、以下の将来的な改善案を公表した。

①不使用商標の登録を抹消する新たな手続きを作る(カナダ商標法45条²に相当するもの)。

②一回目の継続使用の宣誓書が出されたすべての商品や役務に対し、証拠を求める。またはより厳しく、その証拠は写真で商品や役務を撮ったものに限る。

③継続使用の宣誓書に対する認識を高めるための処置をとる。具体的には、(1)当書類の重要性を出願人が理解している旨を確認する項目を様式に追加する。(2)使用を確認することができる手順を記述する項目を作る。

④ランダムに継続使用の宣誓を監査し、出願人が証拠を提出できなかった場合は、登録削除の補正を命じる。

なお、現在ホームページでは更なるパブリックコメントを募集している³

¹ http://www.uspto.gov/trademarks/notices/Post_Registration_Proof_of_Use.doc

² <https://www.ipa.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/canada/shouhyou.pdf>

³ 意見の提出先は TMPolicy@uspto.gov